

※特別事項とは、残業+休日労働の時間外労働を月100時間未満で認められる。

① 制度では残業時間は月間80時間
を上限と定められています。従い
36協定の特別条項が認められてい
る企業においても80時間以上の残
業は認められません。

技能実習制度上の注意点

- 「軽微変更届」について
残業に関しては、技能実習生の月の残業時間が45時間（1年単位の変形労働制を採用している場合は、42時間）を超えた場合、外国人技能実習機構に 対して、「軽微変更届」を提出する義務があります。

中小企業でも割増賃金が50%へと引き上げられます。

- ・ 小売り、サービス、卸売り以外の他の業種については
- ・ 資本金の額又は出資の総額
- ・ 常時使用する労働者数
- 300人以下
3億円以下

4月1日から中小企業にも月60時間以上の残業割増賃金率が25%から50%に引き上げられることになりました。中小企業の経済的負担を考慮して猶予処置として25%に据え置かれていました

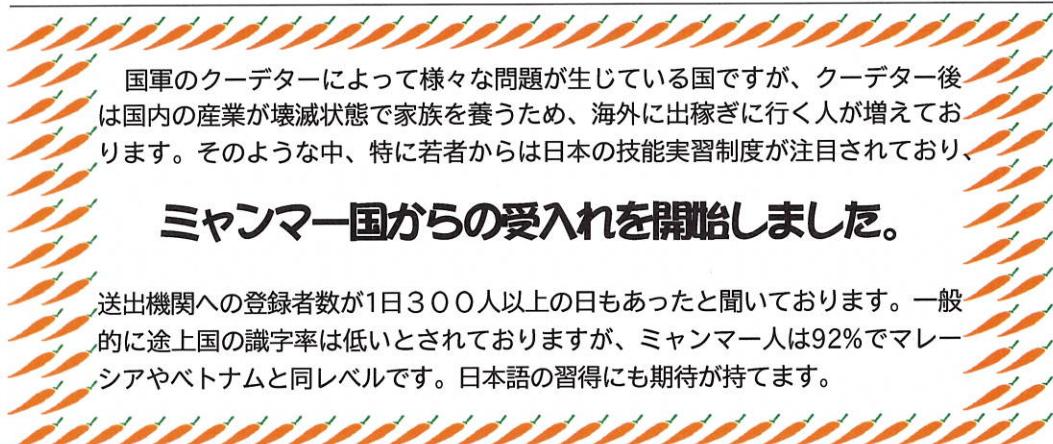
間を超える法定労働外労働について、法定割増賃金率を5割以上に引き上げます。」と記載されています。

やはり中小企業でも離職率の増加、人材確保の難しさなどの観点からも過剰な残業は控え、適切な労働時間と労働に見合った賃金の補償が大切となります。なお、大企業は2010年4月から適用されます。

令和5年4月1日から

東日本経友会通信

オンライン面接を「」利用の皆様は、「存じかと思いますが、本年度より、「外国人材選考アドバイザー」として松山良治が就任いたしました。」
口ナ感染拡大も落ち着いている中で、現地面接も再開したいと考えております。
引き続きよろしくお願ひ致します。



人 東日本中小企業経友会事業協同組合
外国人材選考アドバイザー
相談役 松山 良治
MATSUYAMA YOSHIHARU
携帯 080-4129-9924